

1. 短期大学の学則変更について

従来、各短期大学の学則には、「卒業」及び「準学士の称号」に関する規定が置かれていたと思われませんが、今回の制度改正を踏まえ、「卒業」及び「学位の授与」に関する規定に改める必要がありますので、その改め方の例を示します。

なお、以下に示した表は、あくまで改め方の一例です。各短期大学によって現行の規定ぶりが様々であることから、改正後の規定の姿も、各短期大学によって異なるものになると考えられますが、その際、改正後の規定が、「学位規程」の根拠となるような形で改正するよう十分に留意してください。

短期大学 学則(例)

改正後(例)	現行(例)
第 条 本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。 (削除)	第 条 本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。 <u>2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。</u>
第 条 前条の規定により卒業した者には、 <u>本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。</u>	第 条 前条の規定により卒業した者は、 <u>準学士と称することができる。</u>

2. 学位規程の制定について

学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条の規定及び各短期大学の学則に盛り込んだ根拠規定に基づいて、各短期大学は、学位の取扱いについて定めるための「学位規程」を制定する必要がありますので、別紙のとおり、その例をお示しします。

なお、別紙にお示しした条文は、あくまで規程の一例です。各短期大学における検討の結果、これ以外の規定ぶりを採用することは何ら差し支えありませんし、以下の規程例で示した内容を、各短期大学の学則本体に組み込むことも可能ですので、その点については御留意願います。

短期大学 学位規程(例)

(目的)

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条及び 短期大学学位規則(以下「学則」という。)第 条の規定に基づき、 短期大学(以下「本学」という。)において授与する学位について必要な事項を定めるものである。

(付記する専攻分野)

第2条 本学において授与する学位は短期大学士とし、付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

、 、 ……………、

(学位授与の要件)

第3条 短期大学士の学位は、学則第 条の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

(学位の授与)

第4条 教授会は、卒業を認定したときは、その結果を文書により学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告に基づき、学位を授与し、学位記を交付するものとする。

(学位の名称)

第5条 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「 短期大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第6条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、教授会の議を経て当該学位を取消することができる。

2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

附 則

この規定は、平成 年 月 日から施行する。

< 備 考 >

規程例第 2 条に掲げる専攻分野の名称については、概ね学科名を掲げることが適切と思われるが、より詳細なコース等を設定している場合で、当該コース名を掲げる方がより適切に学習内容を表すことができる場合、又は学科名では適切な学習内容を表すことが困難な場合等については、コース名、領域名等、学科以下の組織の名称を付記することも考えられます。

なお、専門分野の名称を付記する際に、「短期大学士(学)」とするか「短期大学士()」とするかについては、当該専攻分野が「 学」と称することができる程度の学問上のまとまりを有するものであるか否か等を各短期大学において勘案して、より適切な取扱いがされるよう留意してください。

規程例第 4 条第 2 項に規定する「学位記」に関し、平成17年 9 月 9 日付文部科学事務次官通知(1 7 文科高第 4 4 3 号)に「別紙」として添付した様式例を再掲しますので、必要に応じてご参照ください。

学校教育法の一部を改正する法律(平成17年法律第83号)のうち「短期大学士」関係部分の施行日(平成17年10月 1 日)より前に短期大学を卒業した方については、従前の準学士の称号が短期大学士の学位とみなされることとなりますが、改めて短期大学士の学位が授与されることはありません。したがって、平成17年10月 1 日より前に短期大学を卒業した方には、規程例第 4 条第 2 項に規定する「学位記」は交付することができません。

【別紙】

短期大学の学位記の様式例

「学位記」とする場合の様式例(縦書き)

学 位 記

氏 名

年 月 日 生

本学 学科所定の課程を修め本学を卒業
したので短期大学士()の学位を授与す
る。

平成 年 月 日

短期大学 印

(又は)

短期大学長 印

卒業証書・学位記

氏名

年月日生

本学 学科所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め、短期大学士（ ）の学位を授与する。

平成 年 月 日

学科印

短期大学

学科長

氏

名印

大学印

短期大学長

氏

名印

卒業証書・学位記

氏名

年月日生

本学所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め、短期大学士（ ）の学位を授与する。

平成 年 月 日

大学印

短期大学長

氏名印

「学位記」とする場合の様式例(横書き)

学 位 記

氏 名

年 月 日生

本学 学科所定の課程を修め本学を卒業
したので短期大学士（ ）の学位を授与す
る。

平成 年 月 日

短期大学

印

(又は)

短期大学長

印

卒 業 証 書 ・ 学 位 記

氏 名

年 月 日生

本学 学科所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め、短期大学士()の学位を授与する。

平成 年 月 日

学科印

短期大学 学科長 氏 名 印

大学印

短期大学長 氏 名 印

「卒業証書・学位記」とする場合の様式例(1学科のみからなる短期大学の場合)(横書き)

卒業証書・学位記

氏 名

年 月 日生

本学所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め、短期大学士（ ）の学位を授与する。

平成 年 月 日

大学印

短期大学長 氏 名 印

<備考>

1. 様式例の字句は、記載の一例を示したものですので、各短期大学における検討の結果、これ以外の字句を用いることも可能です。
2. 短期大学の授与する短期大学士の学位は、当該短期大学を卒業した者に与られますので、及び の様式の場合にも学校教育法施行規則第72条において準用する同規則第28条の規定による卒業証書を兼ねることになりますが、このことをより明確にする趣旨で、様式 、 、 及び のように表記することも可能です。